

阿蘇税務署からのお知らせ

社会保障と税の一体改革による主な消費税法改正の概要

①消費税率が引き上げられます

消費税（地方消費税を含む）の税率は、4月1日から8%に引き上げられます。

消費税の課税事業者が、4月1日を含む課税期間分（個人事業者の場合は平成26年分）の消費税・地方消費税の確定申告書を作成するためには、課税売上げ・課税仕入れを、帳簿などで、旧税率適用分と新税率適用分に区分しておく必要があります。なお、税率引き上げに伴う経過措置により、4月1日以後に行われる取引引きでも、旧税率が適用される場合があります。

②任意の中間申告制度が創設されました

万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長に提出した場合は、当該届出書の提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中旬申告対象期間以後の6月中旬申告対象期間について、自主的に中間申告・納付することができることになりました。事業年度が1年の法人は、4月1日以後開始する課税期間の中間申告から、個人事業者の場合は、平成27年分の中間申告から適用されます。

不明な点や詳細については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

〈問い合わせ〉阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声案内

佐賀県2大図書館（武雄市図書館・伊万里市図書館）を巡る

図書館視察研修 参加者募集

南阿蘇えほんのくに事務局では、佐賀県2大図書館巡りの参加者を募集します。

高度情報化社会、生涯学習社会といわれる現代において、国民の知る権利、学習権を保證する最も重要な施設といわれるのが公共図書館です。全国的にも注目を集める2つの図書館に赴き、知のインフラ、図書館のある生活について、村民で考えてみませんか？

■研修場所 武雄市図書館・伊万里市市民図書館（佐賀県）

■日時 2月19日（水）
午前7時50分集合
午後6時30分解散（予定）

■集合場所 役場久木野庁舎

■参加費 2,500円程度（予定）

■定員 20人（先着順で定員になり次第締め切ります）
〈申し込み・問い合わせ〉
南阿蘇えほんのくに事務局

藤 安代

TEL 090(1196)8250

男性料理教室 参加者募集

村食生活改善推進員協議会（食改）では、毎年、男性料理教室を行っています。

今年も下記日程で開催します。料理に興味のある人や、料理初心者の人など参加大歓迎。多くの参加をお待ちしています。



- 申込期限 2月19日（水）
- 日時 2月26日（水） 午前9時30分～午後1時
- 場所 白水保健センター
- 定員 25人程度
- 参加費 無料
- 持ってくるもの エプロン、三角巾



〈問い合わせ〉役場 健康推進課保健係
TEL (62)9180

し尿汲み取り料金が改定されます

し尿汲み取り業務を効率的に行うため、阿蘇広域行政事務組合では昨年の12月議会に「阿蘇広域行政事務組合一般廃棄物の処理及び清掃等に関する条例」の一部改定（し尿汲み取り手数料）を提案しました。組合議会では昨今の燃料費の高騰、物価上昇率など、さまざまな角度から審議を行った結果、「平成26年4月1日より、10ℓにつき110円（消費税別）」にすることが可決されました。

今回の料金改定は、平成11年に消費税を外税にしてから15年ぶりの改定となります。し尿汲み取りという生活に密着した不可欠な業務を安定的・継続的に行うため、収集コストに係る経費を実態に応じて適正化したものです。ご理解、ご協力をお願いします。

- 改定料金・3月31日まで
10ℓにつき 100円（消費税別）
- 4月1日から
10ℓにつき 110円（消費税別）

〈問い合わせ〉阿蘇広域行政事務組合環境衛生課
TEL 0967 (24) 5353